

徳島県県有車両車体広告事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、徳島県広告事業実施要領(以下「要領」という。)に基づき、徳島県(以下「県」という。)が所有する県有車両に広告を掲載することについて必要な事項を定めるものとする。

(使用する県有車両)

第2条 使用車両は、徳島県県有車両管理規則に基づき管理する県有車両(車体広告をすることが適当でない車両を除く。)の中から、申込者の希望を考慮し県が指定する。

(広告の掲載方法)

第3条 広告の方法は、車体広告とする。

2 車体広告は、あらかじめ広告を印刷した粘着フィルム等(マグネットシートは除く。)の貼付によることとし、公用車への直接塗装する等の方法によることはできない。

3 前項の粘着フィルムは、広告掲載期間中における車体からはく離又は広告撤去時における車体の塗装のはく離及び広告のはく離残しを生じさせないものとする。

(広告の内容等)

第4条 広告主及び掲載できる広告の内容等については、要領第3条によるもののほか、別に定める。

(広告の規格等)

第5条 広告の掲載可能場所は、車体の両側面及びリアウインドウで県が指定する。

2 広告の規格(大きさ)は、掲載する公用車の掲載場所の大きさの範囲内とする。

(1) 車体の両側面 縦45cm以内×横65cm以内(片側)

(2) リアウインドウ 縦15cm以内×横80cm以内

(広告の掲載期間)

第6条 契約期間は、原則、1年とする。ただし、県が認める場合は、1か月単位の掲載も可能とする。

(広告の募集方法)

第7条 募集方法は、原則として徳島県ホームページに募集要項等を掲載することにより公募するものとする。

2 広告の掲載を希望する者は、徳島県県有車両車体広告掲載申込書(様式1号)に次の資料を添付したもの(以下「申込書等」という。)を県に提出するものとする。

(1) 広告のデザイン素案(A4カラー版縮小)

(2) 申込者の活動概要が分かる資料(パンフレット等)

(3) 使用するフィルム等の商品概要がわかる書類

(広告内容等の審査)

第8条 掲載しようとする広告内容については、あらかじめ県の審査を受けなければならない。

2 掲載中の広告内容等を変更する場合も同様とする。

(車体広告事業審査会)

第9条 広告内容等の審査及び広告媒体となる車両の指定を行うため、車体広告事業審査会(以下「審査会」という。)を設ける。

2 委員長は、管財課長を充てる。

3 委員は、管財課副課長及び管財課各担当リーダーを充てる。

4 委員長は、審査する内容等に関連する所管の職員を、臨時の委員として加えることができるものとする。

5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を行う。

6 審査会の庶務は、経営戦略部管財課において処理する。

(広告主及び広告内容の決定)

第10条 県は、申込書等を受理したときは、受理月の翌月末までに審査会の開催又は稟議(持ち回り決裁)により、広告掲載の可否を決定する。

2 県は、前項の規定による決定について、車体広告掲載(不掲載)決定通知書(様式2号)により該当申込者に通知する。

(広告の作成及び掲載等)

第11条 広告の作成、掲載及びはく離は、広告主の責任において行い、その費用は広告主の負担とする。

2 掲載期間は、車体広告掲載(不掲載)決定通知書(様式2号)により通知した期間とする。

3 県が指定する公用車に広告を掲載及びはく離する日時は、県が指定する。

4 広告掲載期間内に広告の破損等が生じた場合は、原則として広告主において原状回復するものとする。ただし、広告の破損等が県に起因する原因により生じた場合は、この限りではない。

5 広告の掲載及びはく離により、車両に損害を与えたときは、広告主はその損害を賠償しなければならない。

(広告掲載料)

第12条 広告の掲載料は、1台あたり両側面月額3,000円(消費税及び地方消費税を除く)リアウインドウ月額1,500円(消費税及び地方消費税を除く)とする。

2 前項の規定にかかわらず、同一の広告主が、同一月に5台以上の公用車に掲載を行う場合は、1台あたり両側面月額2,700円(消費税及び地方消費税を除く)リアウインドウ月額1,350円(消費税及び地方消費税を除く)とする

3 広告主は、前項の規定による広告掲載料を、県が指定した日までに、県が発行する納入通知書により一括して納付するものとする。

(掲載の取り消し)

第13条 次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 広告主が、第12条第3項に規定する期日までに広告掲載料を納入しないとき。

(2) 申込書等に相違があったとき。

(3) 広告を掲載した車両が使用出来なくなったとき。

(4) その他、広告掲載を継続することが適切でないと判断したとき。

(広告掲載料の返還)

第14条 納入された広告掲載料は、還付しないものとする。ただし、広告主の責に帰さない事由により広告の掲載を取り消したときはこの限りでない。

2 前項に定める還付額は、月単位とする。ただし、1月未満の端数は、切り捨てる。還付する広告掲載料には利子を付さない。

(広告主の責務)

第15条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責務を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、県に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合には、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

附則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。